

## 訪問介護利用料金変更表

## 居宅訪問介護料金変更表（令和6年4月1日より）

（1）訪問介護基本料金（1回あたり）（単位 円）

区 分		変更前	変更後
身体介護	(1) 20分未満	167	163
	(2) 20分以上30分未満	250	244
	(3) 30分以上1時間未満	396	387
	(4) 1時間以上1時間30分未満	579	567
	(5) 30分増すごとに	84	82
生活援助	(6) 20分以上45分未満	183	179
	(7) 45分以上	225	220
加算	初回加算（初回のみ）	200	200（変更なし）
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%	所定単位数の10%（変更なし）
	認知症専門ケア加算 ※	(1)3(2)4	(1)3(2)4（変更なし）
	口腔連携加算 ※		1回50（月1回）
	特別地域加算	なし	所定単位数の15%
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%	令和6年5月30日までは変更なし
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の6.3%	令和6年6月1日からは
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%	処遇改善加算が1つに統一されて 所定の単位数の24.5%となります。

※ 現在（令和6年4月）は算定していません

有料老人ホームいちえをご利用の方は令和6年10月31日まで所定料金の10%が減額されます。令和6年11月1日からは、半年の判定期間の結果によって、所定料金の12%減額されることとなります。（変更になった場合は都度連絡いたします。）

自己負担割合が2または3割の方は変更後の料金に2または3を乗じた金額が利用料金となります。

以上

## 日常生活支援総合事業訪問型サービス利用料金変更表

## 総合事業訪問型サービス料金変更表（令和6年4月1日より）

（単位 円）

		変更前	変更後
基本料金		変更なし	
加 算	初回加算（初回のみ）	200	200（変更なし）
	認知症専門ケア加算 ※	(1) 3 (2) 4	(1) 3 (2) 4（変更なし）
	口腔連携加算 ※		1回 50（月1回）
	特別地域加算	なし	所定単位数の15%
	介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%	令和6年5月30日までは変更なし
	介護職員特定処遇改善加算 I	所定単位数の6.3%	令和6年6月1日からは
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%	処遇改善加算が1つに統一されて 所定の単位数の24.5%となります。

※ 現在（令和6年3月）は算定していません

有料老人ホームいちえをご利用の方は令和6年10月31日まで所定料金の10%が減額されます。令和6年11月1日からは、半年の判定期間の結果によっては、所定料金の12%が減額されることとなります。（変更になった場合は都度連絡いたします。）

自己負担割合が2または3割の方は変更後の料金に2または3を乗じた金額が利用料金となります。

以上